

芸術文化関係全国大会出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 寒河江市における芸術文化活動の普及と推進を図るため、全国大会へ出場する個人又は芸術文化団体に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で激励金を交付する。

(交付対象者)

第2条 この激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 寒河江市に住所を有する個人
- (2) 寒河江市に本拠を置く芸術文化団体

(交付対象大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国民文化祭
- (2) 選抜形式の全国大会
- (3) その他必要と認める全国大会

(交付金額)

第4条 交付する激励金の金額は、次表のとおりとする。

区 分		交付金額 (円)	
		県内開催	県外開催
個人出場		3,000	5,000
団体 出場	2名～4名	6,000	10,000
	5名～9名	15,000	25,000
	10名～14名	30,000	50,000
	15名～19名	45,000	75,000
	20名以上	60,000	100,000

(関係書類提出)

第5条 激励金を交付する場合は、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 出場する大会等の開催要項等の写し及び大会等出場者名簿
- (2) 大会等出場申込書又は大会等出場通知書がある場合はその写し
- (3) その他必要とする書類

附則

この要綱は、平成13年6月21日から摘要する。

この要綱は、平成16年4月1日に一部改正する。